

第 20 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 25 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 17 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	片桐 幸示	2 番	渡部 延三	
	3 番	高橋 凌	4 番	竹田 安宏	
	5 番	菊地 匡	6 番	井上 善博	
	7 番	笹島 敏彦	8 番	渡邊 達郎	
	9 番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 2 号 農業年金に関する申請について

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

報告第 4 号 農地所有適格法人の要件確認について

議案第 1 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 現況証明願について

議案第 3 号 砂川市地域農業経営基盤強化促進計画 (地域計画) (案) に対する意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野田 勉

事務局次長 上山 哲広

事務局事務係長 佐々木也一

事務局事務係主事 本間 龍太

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 20 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

はじめに、本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 1 番の片桐幸示委員と、2 番の渡部延三委員です。よろしく願いいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開きください。

農地の相続による権利移動を 2 件報告させていただきます。

1 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、富平 338 番 1、地目は公簿・現況とも田、面積 2,553 m²、以下、記載のとおり計 5 筆、面積 10,721 m²で、令和 6 年 9 月 8 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、奥様である [REDACTED]が相続したものです。1 月 17 日に届出を受理して、同日に受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 23 ページに、第 1 号図を添付しておりますのでご参照願います。こちらの農地については、この後、議案第 1 号において利用集積計画をご提案をさせていただきます。

次に、議案の 2 ページをお開きください。2 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、東豊沼 176 番、地目は公簿が畑で現況が雑種地、面積は 1,603 m²、以下、記載のとおり計 5 筆、面積 25,620 m²で、平成 22 年 5 月 19 日、相続により所有権を取得したものです。

本件は、[REDACTED]が亡くなられたことにより、息子さんである [REDACTED]が相続したものです。

1 月 22 日に届出を受理して、同日に受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 24・25 ページに、第 2 号図を添付しておりますのでご参照願います。こちらの農地について、東豊沼の方は、雑草が生い茂った状態となっており何も耕作しておりません。西豊沼の方では、米が耕作されております。以上、報告とさせていただきます。

議長 只今、報告第 1 号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第 2 号をご説明いたします。議案の 3 ページをお開きください。案件は 2 件です。1 件目、農業者年金死亡関係届が、令和 7 年 1 月 18 日に [REDACTED]が亡くなられことに伴い、息子さんである、[REDACTED]より届出されました。

2 件目、農業者老齢年金裁定請求が、令和 7 年 2 月 12 日に [REDACTED]

より届出されました。これら2件とも、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第2号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第3号をご説明いたします。議案の4ページをお開きください。案件は2件です。1番、貸主が

、借主は、土地の表示は東豊沼225番1の内、地目は公募が畑で現況が田、面積5,009㎡で、以下、記載のとおり計2筆、面積5,504㎡です。契約内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和6年4月25日から令和8年12月31日、合意成立日は令和7年1月31日、土地の引き渡しの時期は本日です。本案件は、売買の話し合いが成立したことから賃貸借の解約に至ったものであり、この後、議案第1号において利用集積計画をご提案をさせていただきます。

次に、議案の5ページをお開きください。2番、貸主が、借主は、土地の表示は北吉野町237番1、地目は公募・現況とも田、面積1,256㎡で、以下、記載のとおり計6筆、面積2,200㎡です。契約内容は、農地法第3条の規定による賃貸借を設定していたもので、その期間は、令和3年4月23日から令和7年12月31日、合意成立日は令和7年2月4日、土地の引き渡しの時期は本日です。本案件は、借主であるが離農されることから解約に至ったものであります。以上、報告とさせていただきます。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第4号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第4号をご説明いたします。議案の6ページをお開きください。

案件は2件です。1件目は「」です。別紙1の「農地所有適格法人要件確認書」を上から順に見ていきたいと思っております。経営面積は田が68.6ha、畑が2ha、法人形態は特例有限会社、事業の種類は、米、大豆、麦、野菜の生産であり、売上高については、全額が農業による売上となっておりますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員2人とも農業常時従事者であり、裏面をご覧いただきまして、業務執行役員である5人のうち4人が農業に常時従事しておりますので、両項目とも過半要件を満たしております。以上のとおり、「」は農地所有適格法人の要件を全て満たしていることを確認しております。

2件目は、「」です。別紙2の「農地所有適格法人要件確認書」を上から順に見ていきたいと思っております。経営面積は田が8.4ha、畑が2.5ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、米、キュウリを中心とした

農産物の加工・販売であり、売上高については、全額が農業による売上となっていますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員1人が農業常時従事者であり、裏面をご覧いただきまして、業務執行役員である1人も農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、[REDACTED]は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。以上、ご報告とさせていただきます。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第4号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1番から3番を、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号の1番から3番をご説明いたします。議案の7ページをお開きください。

1番、再契約です。計画番号は令和6年度貸第17号、広告予定年月日は本日、申出者は、北光袋地地区農用地利用改善組合 組合長 菅原久さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は北光179番、地目は公募が田で現況が畑、面積3,388㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積9,136㎡、対価は組合長と推進員による調整により年額119,000円、これは地積に単価13,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年2月25日から令和9年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は26ページ、第3号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙3の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

続きまして、議案の8ページをお開きください。2番、新規の案件です。計画番号は令和6年度貸第18号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は西豊沼184番、地目は公募・現況とも田、面積11,900㎡の1筆、対価は組合長と推進員による調整により年額142,800円、これは地積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年2月25日から令和9年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は27ページ、第4号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙4の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

続きまして、議案の9ページをお開きください。3番、新規の案件です。計画番号は令和6年度使第7号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、農地の所在等は豊沼町33番、地目は公募・現況とも田、面積2,902㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積5,394㎡、対価は無償、期間は令和7年2月25日から令和7年12月31日までの11か月、法律関係は使用貸借、図面は27ページ、第4号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙4の

調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、1番から3番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします

議長

只今、議案第1号1番から3番の説明がありました。ご質問等ございましたか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を決定することといたします。

続きまして、議案第1号の4番を審議いたしますが、出し手が、
受け手がとなっており、と は、審議終了までご退席をお願いします。

< 退席 >

議長

それでは、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号の4番をご説明いたします。議案の10ページをお開きください。こちら、新規の案件です。計画番号は令和6年度貸第19号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼南地区農用地利用改善組合 組合長 東英男さん、出し手・貸主は、
受け手・借主は、
農地の所在等は豊沼町25番1の内、地目は公募・現況とも田、面積7,800㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積8,011㎡、対価は組合長による調整により年額92,400円、これは地積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年2月25日から令和7年12月31日までの11か月、法律関係は賃貸借、図面は27ページ、第4号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙5の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

以上、4番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第1号の4番の説明がありました。ご質問等ございましたか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは本件を決定することといたします。

では、ここで と に着席していただきます。

< 着席 >

議長

それでは、議案第1号の5番から11番を、事務局より提案願います。

事務局

では、5番から11番をご説明いたします。議案の11ページをお開きください。

5番、再契約です。計画番号は令和6年度貸第20号、広告予定年月日は本日、申出者は北光袋地地区農用地利用改善組合 組合長 菅原久さん、出し手・貸主は、
受け手・借主は、
農地の所在等は北光149番3、地目は公募が田で現況が畑、面積4,700㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積6,683㎡、対価は組合長と推進員による調整により年額86,900円、これは地積に単価13,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年2月25日から令和7年12月31日までの11か月、法律関係は賃貸借、図面は28ページ、第5号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙6の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に、議案の12ページをお開きください。6番、売買の案件です。計画番号は令和6年度所第5号、広告予定年月日は本日、申出者は北光袋地地区農用地利用改善組合 組合長 菅原久さん、出し手・譲渡人は、
、受け手・譲受人は、
、農地の所在等は、北光137番2、地目は公簿が田で現況が畑、面積730㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積2,397㎡です。

対価は、推進員による調整により、契約金額910,860円、これは地積に単価380,000円を乗じた額になります。支払いは、令和7年11月末までに指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期は本日、引き渡しの時期は対価の支払い日、図面は28ページ、第5号図に示しております。本案件の要件確認は、別紙7に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。

本案件について、これまでは賃貸借を交わしておりましたが、今回売買の話し合いが成立したため、ご提案させていただくものになります。

次に、議案の13ページをお開きください。7番、新規の案件です。計画番号は令和6年度貸第21号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、小野寺一晃さん、出し手・貸主は、
、受け手・借主は、
、農地の所在等は富平338番1の内、地目は公募・現況とも田、面積2,362.60㎡、以下、記載のとおり計5筆、面積8,879.10㎡、対価は推進員による調整により年額105,600円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年2月25日から令和9年12月31日までの2年11か月、法律関係は賃貸借、図面は29ページ、第6号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙8の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。こちらの案件は、先程報告第1号において報告させていただいた、相続の手続きが終了した農地になります。

次に、議案の14ページをお開きください。8番、新規の案件です。計画番号は令和6年度貸第22号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、高橋凌さん、出し手・貸主は、
、受け手・借主は、
、農地の所在等は東豊沼106番1、地目は公募が田で現況が畑、面積6,230㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積25,811㎡、対価は推進員による調整により年額51,620円、これは地積に単価2,000円を乗じた額になります。支払期限等は、11月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和7年2月25日から令和7年12月31日までの11か月、法律関係は賃貸借、図面は30ページ、第7号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙9の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。

次に、議案の15ページをお開きください。9番、売買の案件です。計画番号は令和6年度所第6号、広告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員、高橋凌さん、出し手・譲渡人は、
、受け手・譲受人は、
、農地の所在等は、東豊沼225番1、地目は公簿が畑で現況が田、面積5,504㎡の1筆です。対価は、推進員による調整により、契約金額450,000円、これは水張面積に単価100,000円を乗じた額になります。支払いは、令和7年11月末までに指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期は本日、引き渡しの時期は対価の支払い日、図面は31ページ、第8号図に示しております。本

案件の要件確認は、別紙 10 に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。本案件についても、これまで賃貸借を交わしておりましたが、今回売買の話し合いが成立したことからご提案させていただくものになります。

次に、議案の 16 ページをお開きください。10 番、再契約です。計画番号は令和 6 年度使第 8 号、広告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員、片桐幸示さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は東豊沼 193 番、地目は公募・現況とも田、面積 8,644 m²、以下、記載のとおり計 5 筆、面積 44,697 m²、対価は無償、期間は令和 7 年 2 月 25 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 11 か月、法律関係は使用貸借、図面は 32 ページ、第 9 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 11 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。この案件について、今回は使用貸借をご提案させていただきますが、雪解け後に分筆を行い、分筆完了後、売買を行うことで話を進めていることを補足させていただきます。

次に、議案の 17 ページをお開きください。11 番、再契約です。計画番号は令和 6 年度使第 9 号、広告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、関尾一史さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXXと以下、記載のとおり計 11 名、受け手・借主はXXXXXXXXXX、農地の所在等は、宮城の沢 5、地目は公簿・現況とも畑、面積 909 m²、以下、記載のとおり計 9 筆、62,847.38 m²です。対価は無償、期間は本日から令和 7 年 12 月 31 日までの 11 か月、当事者間の法律関係は使用貸借、図面は 33 ページ、第 10 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 12 に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。この案件に係る経過については、昨年 5 月の定例総会のおいても説明させていただきましたが、こちらの土地は一昨年前に亡くなられたXXXXXXXXXXが所有していた農地であり、相続の手続きが終わり次第、売買をするという話で使用貸借を結んでおりましたが、未だ相続の手続きが終わらないため、引き続き、使用貸借を結ぶご提案をさせていただくものになります。

以上、5 番から 11 番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長

只今、議案第 1 号の 5 番から 11 番の説明がありました。ご質問等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 1 号の 12 番を審議いたしますが、受け手がXXXXXXXXXXとなっておりますのでXXXXXXXXXXは、審議終了までご退席をお願いします。

<XXXXXXXXXX退席>

議長

それでは、事務局より提案願います。

事務局

では議案第 1 号の 12 番をご説明いたします。議案の 18 ページをお開きください。再契約です。計画番号は令和 6 年度賃第 23 号、広告予定年月日は本日、申出者は、西豊沼西地区農用地利用改善組合 組合長 伊藤政勝さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は西豊沼 262 番 1、地目は公募・現況とも田、面積 9,808 m²、以下、記載のとおり計 10 筆、面積 39,100 m²、対

価は組合長と推進員による調整により年額 469,200 円、これは水張面積に単価 12,000 円を乗じた額になります。支払期限等は、11 月末までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和 7 年 2 月 25 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 2 年 11 か月、法律関係は賃貸借、図面は 34 ページ、第 11 号図に示しております。この案件の要件確認は、別紙 13 の調査書のとおり全ての要件を満たしているため、決定できる案件です。以上、議案第 1 号の 12 番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第 1 号の 12 番の説明がありました。ご質問等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、本件を決定することといたします。

では、ここで [] に着席していただきます。

< [] 着席 >

議長
事務局

続きまして、議案第 2 号「現況証明願について」事務局より提案願います。

では、議案第 2 号をご説明します。議案の 19 ページをお開きください。願出者及び土地所有者は、 []、土地の表示は、北吉野町 263 番 1、公募は田となっており、面積 2,009 m²の 1 筆です。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、2 月 19 日に関係委員に確認いただいております。図面は 35 ページ、第 12 号図に示しております。

こちらの土地は、分筆がなされた土地であり、 [] の住宅の部分と住宅の前の通路の部分のみの土地となっております。本来現況証明は、雪解けで後でなければ、土地の現況を確認することが難しいため、雪解け後に扱っているのですが、こちらの土地に関しては、 [] と [] の農地の売買を行うために、分筆を必要としていた農地であり、あらかじめ土地の状況や分筆作業についても確認していた土地であることから、証明できるものと考えます。尚、 [] と [] の農地の売買については、来月の定例総会において提案させて頂く予定です。以上、ご審議願います。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第 2 号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第 3 号「砂川市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）に対する意見について」農政課 児玉係長より提案願います。

農政課係長

農政課農政係長の児玉です。私から「砂川市地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）に対する意見について」ご説明いたします。ご存じのとおり、令和 5 年 4 月 1 日の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、今年 3 月 31 日までに地域計画の策定が義務付けられており、この度地域計画の案を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、この計画案について農業委員会の皆様に意見を拝聴したいと存じます。

資料は、別紙 14 になります。1 枚目と 2 枚目については、砂川市内の農地の状況や課題、それに対する地域の目標、目標を達成するためにとるべき必要な措置などをまとめたものになります。続いて、3 枚目、左上に「地域内の農業を担う者一覧」と記載されている資料ですが、こちらが地域計画に記載する農業者ごとの経営作目や現状面積となり、基本的には、農業委員会で把握している情報をもとにして整理しており、市内のほとんどの農業者の方を記載して

おります。右側に「10年後」という項目がありますが、当市では「現状」を記載しております。また、最終的にはこちらの資料を市のホームページで公表をしなければなりません。あくまでこの資料は内部向けの資料で、公表の際には、氏名の箇所は数字等で伏せた形にして公表いたします。

また、一番後ろの資料の地図が目標地図の案となっております。それぞれ分かりやすくA、B、C、D、E、Fという形で分けはしているのですが、実際の計画は砂川市全域で一地区という形で設定しております。便宜上、地図の印刷の関係でA、B、C、D、E、Fという形で分けしております。色分けもしておりますが、これを拡大していきますと、それぞれの農業者の方ごとに色分けされており、名前が表示されるようになっております。この資料は地図が小さいので名前は出てきてはおりません。

今回こちらの案で意見をいただきまして、その後、この内容でよろしければ、2週間の公告・縦覧期間を設けた後に地域計画の策定ということで事務を進めることとなります。補足としてこの計画については、新規就農者や離農者などの状況の変化に応じて毎年度見直すことを予定しています。以上、ご審議をお願いいたします。

議長 只今、議案第3号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

はい、笹島委員。

笹島委員 今程、地域を担う農業者一覧の中で、一番左の属性で、認定というのは認定農業者だと思うのですが、到達と認就の意味について教えていただきたいのですが。

農政課係長 はい、認就ですが、認定新規就農者になります。到達は基本構想の中で砂川市の農業基盤経営促進計画、基本構想というものがございまして、その中の一定の収入以上の収入がある農業者などの基準がありまして、その基準に到達している方を基本構想到達者として、到達という文字を入れております。

あとこの属性では集落営農で集というかたちで記載されているものがございまして。

議長 よろしいですか。

笹島委員 はい。

議長 その他何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

全員 なし。

議長 それでは、質問・意見がないようですので、本件について「意見なし」として回答することよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは本件について、「意見なし」として回答することとすることといたします。

議長 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員 なし。

議長 それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局 1. 議会関連等報告（事務局長）

2. 令和6年度空知農業委員会連合会第2回役員会（事務局長）

・日時 2月4日（火） 13:30～

・場所 深川市役所 3階 大会議室

・出席予定者 関尾会長、野田事務局長

3. 令和6年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議（事務局）

- ・日時 2月28日（金） 15：30～
- ・場所 奈井江町役場 2階 庁議室
- ・出席者 関尾会長・野田事務局長

4. 北海道新規就農フェア（事務局）

- ・日時 3月8日（土） 10：30～
- ・場所 ホテルポールスター札幌
- ・出席者 高橋委員、農協職員、農政課職員、事務局職員

5. 検討委員会の開催（事務局）

- ・3月中旬 検討委員会の開催
- ・検討委員 関尾会長、片桐会長職務権代理者、議席番号6～9番の委員
- ・検討事項 令和7年度最適化活動の目標設定等
令和7年度砂川市農業委員会事業計画など

6. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、2月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

7. 協議会報告（協議会長）

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和7年3月25日、火曜日の午後1時半からですのでよろしく申し上げます。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員